

事 務 連 絡
令和元年5月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 御中
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「警戒レベル」に係る広報について（周知）

この度、内閣府（防災担当）及び消防庁から文部科学省に対し「警戒レベル」を用いた防災情報の提供が開始されることについて、別紙のとおり周知依頼がありました。

平成30年度7月豪雨を受け、今年度出水期（6月頃）から、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直観的に理解できるよう、「警戒レベル」を用いた防災情報の提供が開始されます。

「警戒レベル」を用いた防災情報は、明確な情報の把握による避難行動が促進されるとともに、防災情報を適切に判断する避難訓練及び防災教育に活用できます。

水防法第15条の3第1項及び3第5項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条2第1項及び2第5項により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた学校には、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられています。対象となる各学校は、「警戒レベル」を用いた防災情報を前提に避難確保計画を適宜見直すとともに、計画に基づく避難訓練の実施及び防災教育の指導を行うようお願いします。

つきましては、都道府県・指定都市教育委員会においては、所管の学校、専修学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の学校法人、学校及び専修学校に対し、国公立大学担当課においては、所管の附属学校及び専修学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対し、周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係（本田）
電話：03-5253-4111（内線2670）03-6734-2670（直通）
FAX：03-6734-3620 e-mail:anzen@mext.go.jp

別 添

事 務 連 絡

令和元年 5 月 22 日

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室室長補佐
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長補佐
国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室企画専門官
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室企画専門官
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室課長補佐
国土交通省水管理・国土保全局防災課課長補佐
国土交通省水管理・国土保全局防災課災害対策室課長補佐
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課企画専門官
気象庁総務部企画課防災企画室調査官

殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）付風水害対策調整官
消防庁国民保護・防災部防災課災害対策官

「警戒レベル」に係る広報について（協力依頼）

平素より防災行政の推進につきまして格別なる御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成に入り最大の人的被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議 防災対策実行会議の下に設置されたワーキンググループでは、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとる、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、学校における防災教育・避難訓練や、「防災」と「福祉」の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進、住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供等、今後実施すべき対策が提言されたところです。（平成 30 年 12 月 26 日）

本提言を踏まえ、今出水期（6 月頃）から、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるよう、「警戒レベル」を用いた防災情報の提供が開始されます。これら防災情報の提供にあたり、広く広報する必要がありますことから、内閣府及び消防庁では、地方公共団体防災部局に対し、一般の方々を対象とした警戒レベルに係る広報用のチラシについて、別添事務連絡にて送付したところです。

貴省庁におかれましても、貴管内関係部局や、地方公共団体の学校所管部局、関係機関、関係団体等に広く周知していただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

○留意事項

- ・本チラシのデータは、内閣府のホームページにも掲載しております。

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

【連絡先】

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付菅（すが）風水害対策調整官、宮下（みやした）主査
TEL:03-3501-5693 FAX:03-3501-6820
- 消防庁国民保護・防災部防災課
外圍（ほかぞの）災害対策官、箕打（みうち）事務官
TEL:03-5253-7525 FAX:03-5253-7535

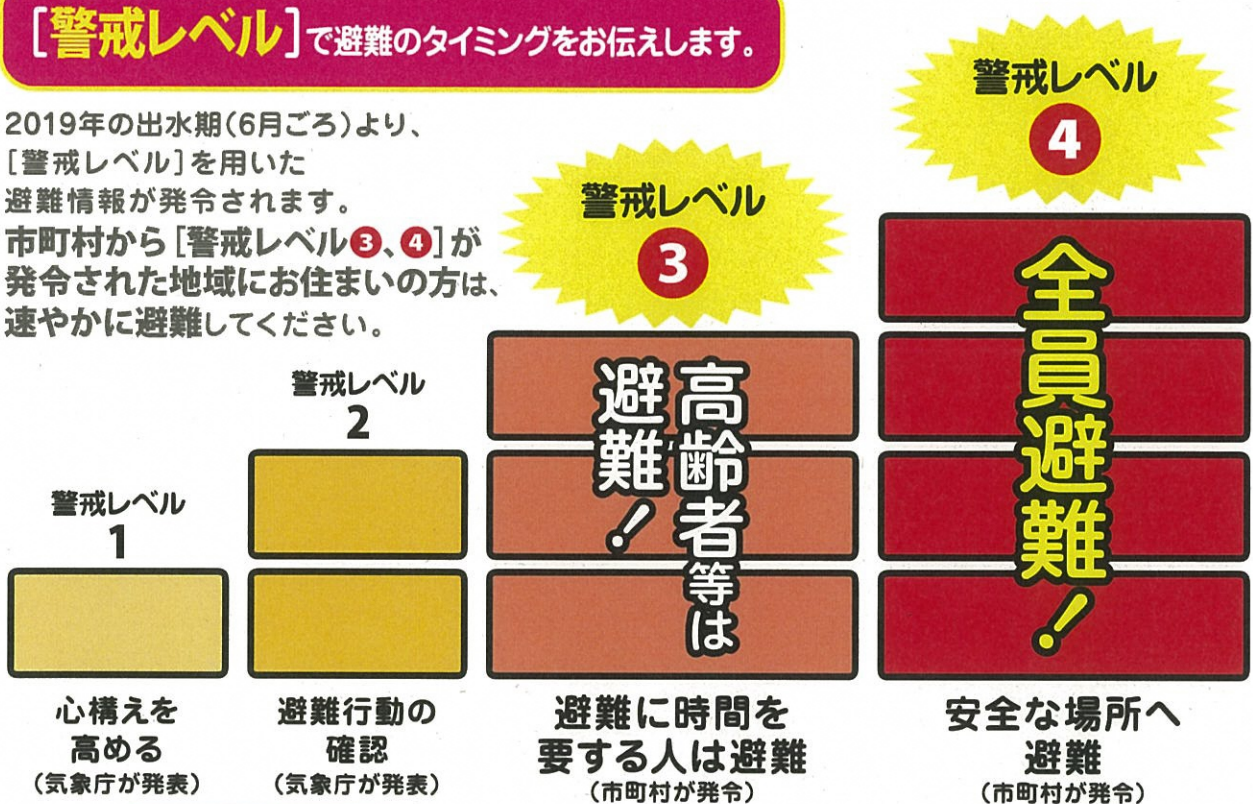
逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル 4 で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル③、④]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



[警戒レベル⑤](市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの一例

警戒レベル 4

避難勧告の
伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ※3 避難指示(緊急) ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？
⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません**。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに速やかに避難をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります**。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索



スマホ用
二次元コード

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html